

公認 不動産コンサルティングマスター認定の
有効期限を経過されている皆さまへ

公認 不動産コンサルティングマスター 登録制度変更と更新手続きのご案内

平成 27 年 4 月 1 日に告知の通り、
令和 2 年 4 月 1 日より、
「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録制度が
変更になります。



公認 不動産コンサルティングマスター

公益財団法人 不動産流通推進センター

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 8 階

URL <https://www.retpc.jp/>

【Mail】 consul@retpc.jp

【TEL】 03-5843-2079

お電話でのお問合せ対応時間

9：30～16：00（土・日・祝・毎月第一金曜を除く）

公認 不動産コンサルティングマスター認定の
有効期限を経過されている皆さまへ

令和2（2020）年4月1日より、「公認 不動産コンサルティングマスター」
の登録制度が変更になります。

既に認定証（旧登録証）の有効期限が切れたままとなっている皆さまは、令和2（2020）年3月31日までに更新の手続きが完了しない場合、登録が抹消されます。

登録の継続をご希望の方へ

令和2年3月末までは、更新要件を2つ充足し、更新手続きを行うことで、登録を継続することができます。P.3以降に更新手続き方法が記載されています。

登録の抹消をご希望の方へ

更新の手続きを行わずに令和2（2020）年3月31日を経過すると、自動的に登録が抹消されます。

※令和2（2020）年3月31日より前に登録の抹消をご希望の方は、最終ページの「抹消届」を当センターへご提出ください。

個人情報の取り扱いについて

公益財団法人不動産流通推進センターは、個人情報に関する法令等を遵守し、「公認 不動産コンサルティングマスター（旧技能登録者）」の個人情報の適切な取扱と保護に取り組んでいます。不動産コンサルティング技能登録の手續に当たり、お預かりした個人情報は、登録手續に利用するほか、当センターが提供する受講案内ならびに出版物案内に関する情報提供に利用する場合があります。また、法令により開示を求められた場合のほか、登録更新手續等の一環として、「不動産コンサルティング地方協議会」に、当センターより「公認 不動産コンサルティングマスター」の情報を提供することがあります。これらの情報利用・提供に同意されない方は、当センターへお申し出ください。当センターのプライバシーポリシーは、<https://www.retpc.jp/privacy/>にてご覧いただけます。

目次

■登録の更新手続きについて-----	P. 3
・認定証交付スケジュール-----	P. 3
・STEP 1 更新要件の充足-----	P. 4
・STEP 2 更新申請-----	P. 9
・STEP 3 顔写真の提出・更新手数料の支払い-----	P. 10
■登録の抹消について-----	P. 11
・不動産コンサルティング技能登録の抹消届-----	P. 12

登録の更新手続きについては、当センターホームページにも詳しい説明が掲載されています。更新要件となる講習の実施スケジュール・Web更新申請ができるマイページへのリンク設定や、顔写真提出についての説明等も掲載されています。ぜひご覧ください。

【更新手続きご案内ページ】

<https://www.retpc.jp/consul/koushin/>



登録の更新手続きについて

認定証の有効期限が切れたままとなっている方が、再度認定を受けるためには、今年度内に、STEP 1～STEP 3を行っていただくことが必要です。STEP 1～STEP 3を全て終わると、手続き完了となり、下記認定証交付スケジュールに従って、認定証が交付されます。

STEP 1 更新要件の充足 P. 4

STEP 2 更新申請 P. 9

STEP 3 顔写真の提出・更新手数料の支払い P. 10

※ 「**STEP 1**更新要件の充足」より前に、「**STEP 2**更新申請」を行っていただくことも可能です。

～令和元年度 認定証交付スケジュール～

	申請締切日	認定証等交付日
第1回交付	令和元年5月31日締切 終了	令和元年6月30日 (6月下旬発送済)
第2回交付	令和元年8月31日締切 終了	令和元年9月30日 (9月下旬発送予定)
第3回交付	令和元年11月30日締切	令和元年12月31日 (12月下旬発送予定)
第4回交付	令和2年1月31日締切	令和2年2月29日 (2月下旬発送予定)
第5回交付	令和2年2月29日締切	令和2年3月31日 (3月下旬発送予定)

登録の更新手続きについては、当センターホームページにも詳しい説明が掲載されています。更新要件となる講習の実施スケジュール・Web更新申請ができるマイページへのリンク設定や、顔写真提出についての説明等も掲載されています。ぜひご覧ください。

【更新手続きご案内ページ】

<https://www.retpc.jp/consul/koushin/>



STEP 1 更新要件の充足

※ 「STEP 1 更新要件の充足」より前に、「STEP 2 更新申請」を行っていただくことも可能です。

有効期限が切れている皆さまは、今年度内に、次の「1」～「4」の更新要件を2つ以上充足していただく必要があります。次ページ以降に詳細を掲載しています。

- 1 不動産コンサルティングに関する「研究報告」を提出すること（2,000字以上）。
- 2 不動産コンサルティング地方協議会が実施する不動産の「専門教育」（¥21,000）を受講すること
- 3 月刊「不動産フォーラム 21」を年間購読し（大成出版社発行 ¥12,360 ※消費税増税に伴い10/1より料金変更予定）、かつ購読期間中の「掲載記事に関するレポート」を提出（800字以上）、または、不動産コンサルティングマスターマイページ内にある「掲載記事関連テスト」に合格すること
- 4 不動産コンサルティング地方協議会が実施する一定の「自主研修会」（当センターが更新要件として認定した研修会に限る）もしくは、当センター主催の「スペシャリティ講座」（¥9,000）等を3回以上受講すること

1 不動産コンサルティングに関する研究報告を提出すること（2,000字以上）

「不動産コンサルティングに関する研究報告」とは、以下についての報告です。

- ①不動産コンサルティングに関する事例研究
- ②不動産コンサルティングに関連する知識・技術に関する研究



↑さらに詳しい内容は
こちらから

■「研究報告書」の書式等

報告書に題名、登録番号、氏名を必ず記入いただき、
手書きによる場合は、市販の400字詰め原稿用紙5枚以上、
パソコンを使用する場合は、A4判の用紙に40字詰め25行の書式で2枚以上、
で作成してください。

■研究報告書を作成いただきましたら

当センター コンサルティング係へ、メールまたは郵便（提出先は当案内書の表紙に記載）にて
ご提出ください。

■提出後は

提出後、もう1つの更新要件を既に充足されている方は、**STEP 2 更新申請**のお手続きを進めてください。
研究報告書の審査については、再提出が必要な方へのみ、当センターより連絡をさせていただきます。
（審査を通過された方への連絡はありません。）

2 不動産コンサルティング地方協議会が実施する不動産の「専門教育」（¥21,000）を受講すること

「専門教育」は、不動産コンサルティング地方協議会が、公認 不動産コンサルティングマスター
を対象として実施するもので、さまざまな分野ごとにコースを設定し、幅広い高度な知識・技能と業
務執行能力を養成することを目的としています。

■受講料は、21,000円（消費税込）、1日の講習（概ね10:00～17:00）です。

■お申込みは、各不動産コンサルティング地方協議会にて受付けます。

お申込み方法については、各不動産コンサルティング地方協議会へお問い合わせください。

■半日など一部分の受講は認められていません（更新・交付要件にはなりません）ので、ご注意ください。

■受講後に、各地方協議会より、専門教育受講修了の証明書等は発行されません。受講確認は
当センターと地方協議会にて行いますので、当センターへの受講後のご連絡等は不要です。

～令和元年度専門教育 開催スケジュール～

令和元年8月27日時点で公開されているスケジュールは次の通りです。開催決定次第、順次日程を公開いたしますので、最新の開催スケジュールは不動産コンサルティング中央協議会ホームページをご覧ください。

【不動産コンサルティング中央協議会ホームページ】

<http://www.fu-consul.jp/senmonkyoiku.html>



(令和元年8月27日時点)

※令和元年度の専門教育の日程につきましては、決定次第、公開いたします。

実施協議会	実施予定日 (申込受付期間)	コース
神奈川県不動産コンサルティング協議会 (TEL 045-633-3030)	令和元年10月15日(火) (9月上旬～10月7日)	既存の財産管理制度等と プライベート・カンパニー、 民事信託の有効活用法
新潟県不動産コンサルティング協議会 (TEL 025-247-1177)	令和元年11月20日(水) (9月1日～11月6日)	不動産相続対策コース
静岡県不動産コンサルティング協議会 (TEL 054-246-1511)	令和元年12月5日(木) (11月1日～11月29日)	既存の財産管理制度等と プライベート・カンパニー、 民事信託の有効活用法
鹿児島県不動産コンサルティング協議会 (TEL 099-252-7111)	令和元年9月25日(水) (7月1日～9月6日)	既存の財産管理制度等と プライベート・カンパニー、 民事信託の有効活用法

③月刊「不動産フォーラム 21」を年間購読し（大成出版社発行 ¥12,360 ※消費税増税に伴い 10/1 より料金変更予定）、かつ購読期間中の「掲載記事に関するレポート」（800 字以上）を提出、または不動産コンサルティングマスターマイページ内にある「掲載記事関連テスト」に合格すること

月刊「不動産フォーラム 21」の年間購読申込みについて

大成出版社が販売しており、Web でご注文いただけます。

年間購読料：12,360 円（※消費税増税に伴い 10/1 より
料金変更予定）・送料サービス

※お問合せ先 TEL:03-3321-4131 （株）大成出版社

【月刊「不動産フォーラム 21」ご案内 URL】

<https://www.retpc.jp/hon/forum/>

月刊「不動産フォーラム 21」がお手元に届きましたら

「掲載記事に関するレポート」（800 字以上）を提出、または
不動産コンサルティングマスターマイページ内にある、
「掲載記事関連テスト」を合格するまで解答してください。

※レポート提出または関連テスト解答時に、年間購読（1 年間以上）が満了している必要はありません。更新手続きが完了された方へは、年間購読満了前に認定証を交付いたします。ただし、1 年間未満で購読を中止された場合は、交付した認定証等を回収させていただくこととなりますのでご注意ください。



←「不動産フォーラム 21」のご案内・
ご注文はこちらから！



←レポートと関連テスト
の詳細はこちらから！

■掲載記事に関するレポートの提出（800 字以上）について

- ・月刊「不動産フォーラム 21」の記事そのものの転写等はレポートとして認められません。
- ・審査を通過された方へのご連絡はありません。提出後、もう 1 つの更新要件を既に充足されている方は、**STEP 2**更新申請のお手続きを進めてください。再提出が必要な方へのみ、当センターより連絡をさせていただきます。

■掲載記事関連テストについて <マイページ上で解答（郵送対応は受付けておりません）>

不動産コンサルティングマスターマイページ上で、いつでも解答でき、全 20 問の内 14 問以上の正答で合格です。判定は合格または不合格のどちらかですが、合格になるまで繰り返して受けることができます。

※どの解答が不正解かはお知らせいたしません。一旦判定で不合格となった場合、解答したものは全てリセットされますので、もう一度最初からご解答ください。

※解答を中断し、後日途中再開することができます。各問題画面の左下にある「保存」をクリックすると、データが保存されます。

ご注意ください！

「レポートの提出」と「掲載記事関連テストの合格」両方を実施されても、更新要件 2 つにカウントされません。いずれか一方を選択してください。

4 不動産コンサルティング地方協議会が実施する一定の自主研修会（当センターが更新要件として認定した研修会に限る）もしくは、当センター主催のスペシャルティ講座（¥9,000）等を今年度内に合わせて 3回以上受講すること

自主研修会の日程・お問い合わせ先

不動産コンサルティング中央協議会ホームページに掲載されています。

【不動産コンサルティング中央協議会自主研修会 URL】
<http://www.fu-consul.jp/senmonkyoiku.html#jishu>



↑ 自主研修会の日程確認・
問い合わせ先は、こちらから

スペシャルティ講座の日程・お問い合わせ先

当センターホームページに掲載されています。

【当センタースペシャルティ講座 URL】
<https://www.retpc.jp/koshu/special/>



↑ スペシャルティ講座の
日程確認・問い合わせ先は、
こちらから

STEP 2 更新申請

公認 不動産コンサルティングマスターマイページの「マスター更新手続き」ページから Web 申請を行っていただきます。申請の流れ・ご案内の詳細もマイページの「マスター更新手続き」ページからご確認ください。

【不動産コンサルティングマスターマイページ URL】
https://www.retpc-consul.jp/my/CmnLogin.do



←マイページ
はこちらから

- マイページログイン画面の「更新申請 Web 手続きの流れ (PDF 形式)」にマニュアルを掲載しておりますので、ご参照ください。
- マイページに初めてログインする方は、初めにマイページの利用登録が必要です。マイページログイン画面の「>マイページに初めてログインする方はこちら」よりご登録をお願いいたします。
- ログインパスワードお忘れになった方は、マイページログイン画面の「>パスワードを忘れた場合はこちら」よりパスワード再発行のお手続きをしていただけます。
- Web 環境がない方には、郵便での更新申請を受付いたします。郵送用の申請書を送付させていただきますので、下記にお電話ください。
(公財) 不動産流通推進センター コンサルティング係 TEL 03-5843-2079
お電話でのお問合せ対応時間 9:30~16:00 (土・日・祝・毎月第一金曜を除く)

～マイページログイン後のトップ画面～

STEP 3

顔写真の提出・更新手数料の支払い

顔写真データの提出

認定証（カード）に印刷される顔写真データをご提出いただきます。顔写真データを、不動産コンサルティングマスターマイページからのアップロードまたはメール（consul@retpc.jp）にてご提出ください。

- ・申請前6ヶ月以内に撮影したもの
- ・背景の無いもの
- ・無帽のもの
- ・ファイル形式　JPEG、PNG、GIF形式
- ・ファイルサイズ　1Mbyte まで
- ・大きさ　283(横) × 354(縦)ピクセル

【顔写真データのサイズ調整について】

顔写真データは、事前に画像を適正なサイズへ切り取る作業が必要です。

顔写真画像を JPEG、PNG、GIF 形式で PC に保存後、画像切り取りツールを使用して切り取り作業を行ってください。詳細は、マイページのマスター更新手続きページ「顔写真データの準備」欄に掲載されています。

※画像切り取りツールがダウンロードできない場合は、センターで作業をおこないますので、consul@retpc.jp 宛にメールで写真データをお送りください。

【マイページおよびメールでの提出ができない場合】

顔写真を縦 3 c m × 横 2.4 c m に切り取り、裏面に登録番号と氏名をご記入の上、下記までご郵送ください。

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 8F
(公財)不動産流通推進センター コンサルティング係宛

更新手数料の支払い

更新申請手数料 10,400 円（税込）をお支払いいただきます。

【9月30日まで】 銀行振込にてお支払いください

- ・振込手数料のご負担をお願いいたします。
- ・振込先銀行口座はマイページをご覧ください。
- ・お振込後、マイページに入金情報（入金日・振込人名・入金額・送金元銀行名・支店名）をご登録ください。

※振込依頼人の前に必ず登録番号を入れてお振込みください。

※振込依頼人が勤務先等の会社名の場合は、更新者の登録番号と個人名を入れてください。

（注）振込依頼人名が会社名だけの場合、入金照合ができない場合がございます。

【10月1日（予定）以降】 コンビニ・クレジット決済にてお支払いください

- ・マイページ記載の案内にしたがってお手続きください。

登録の抹消について

① 次のいずれか一つに該当するときは登録を抹消します。

- 本人から登録の抹消の申請があったとき
- 成年被後見人または被保佐人となったとき
- 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- 破産者で復権を得ない者
- 宅地建物取引業法第68条の規定により宅地建物取引士としての事務を禁止され、その禁止期間の満了の日から5年を経過しない者、または不動産の鑑定評価に関する法律第40条の規定により不動産鑑定士が不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止され、その禁止期間の満了の日から5年を経過しない者または建築士法第10条の規定により一級建築士として業務の停止を命じられ、その禁止期間の満了の日から5年を経過しない者
- 死亡し、または失踪宣告を受けたとき
- 宅地建物取引業法第68条の2の規定により宅地建物取引士の登録が消除されたとき、不動産の鑑定評価に関する法律第40条の規定により不動産鑑定士の登録が消除されたとき、または建築士法第9条又は10条の規定により一級建築士の免許を取り消されたとき
- 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- 技能登録の更新（交付）申請時において有効な宅地建物取引士（主任者）証を所持していない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

② 次のいずれか一つに該当するときは、登録を抹消されることがあります。

- 登録事項に変更が生じた場合において、正当な理由がなく30日以内にその届出を怠ったとき
- 宅地建物取引業法及び税理士法、弁護士法等の法律に基づく資格士に関する法令に違反したとき、その他不動産コンサルティングに関し、不正または著しく不当な行為を行ったとき

③ 令和2年4月1日以降は、登録の更新手続きを行わずに登録の有効期間（認定証または旧登録証の有効期間）を経過した場合、原則として登録が抹消されます。

抹消をご希望の方は、このページを切り取り、「抹消届」にご記入の上、
(公財) 不動産流通推進センター コンサルティング係宛にご提出ください。

【郵送先】〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 8 階

【FAX 送信先】 03-3504-3523

【MAIL 送信先】 consul@retpc.jp

不動産コンサルティング技能登録の抹消届

令和 年 月 日

公益財団法人 不動産流通推進センター
理 事 長 殿

私は、不動産コンサルティング技能登録を下記の理由により、
抹消して頂きたく届出いたします。

(理由)

住 所

登録者氏名 印

電話番号 ()

登録番号 () 第 号